

# 青梅税務署および税理士による申告受付・相談・お知らせ

問合せ 青梅税務署 ☎ 0428-221-3185

**受付期間** 2月18日(月)～3月15日(金)  
 (土・日曜日を除く)  
**受付時間** 午前8時30分～午後4時  
 (申告相談午前9時～午後5時)  
**受付会場** 青梅税務署

## ◆ e-Tax (国税電子申告・納税システム) の利用を!

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税および復興特別所得税、青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」での提出や、e-Taxを利用して送信(提出)することもできます。e-Taxを利用するには税務署で発行するIDやパスワードまたはマイナンバーカードやカードリーダーライタなどの準備が必要です。

※詳しくは、国税庁ウェブサイトまたはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)で確認してください。

■ 郵送での受付  
 郵送先 青梅税務署〒198-8530  
 青梅市東青梅4-13-4

※申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と申告する方の住所・氏名を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

昨年e-Taxを利用した方などへは確定申告書などの用紙は送付しません

平成29年分の申告で、e-Taxを利用した方または「確定申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトして書面で提出した方、税理士の無料相談会場や市の相談会場に申告書を提出した方には、平成30年分の確定申告書などの用紙は送付しません。  
 平成30年分の申告も引き続きe-Taxを利用してください。

## ◆ 税理士の無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士の無料申告相談を行っています。詳しくは4ページをご覧ください。  
 ※税務署職員などによる出張相談および税理士による無料申告相談は近隣市町村でも行っています。

## ◆ 青梅税務署からのお知らせ

○土・日曜日、祝日の申告受付は行っていません。2月24日(日)と3月3日

(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出の受付を行います。

○2月1日(金)～3月15日(金)の間、青梅税務署の駐車場は、身体障害者用車などを除いて利用できません。河辺駅北口の河辺とうきゅうの駐車場か、公共交通機関を利用してください。

○平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。これにより、医療費の領収書は提出不要となりましたが、5年間保存し、税務署から求められた場合は、提示または提出しなければなりません(平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書などの添付でも可)。なお、いわゆる「医療費の封筒」は税務署や市の窓口には準備がありません。提出する場合は、封筒を用意してください。

■ 所得税などの確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります  
 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税などの確定申告をする必要がありません(外国の年金がある方を除く)。

ただし、この場合でも、所得税などの還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

■ 社会保障・税番号制度の記入について  
 平成28年分の確定申告から、所得税・復興特別所得税・消費税・地方消費税・贈与税の申告にはマイナンバー(個人番号)の記入と、身元確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類を用意してください。

■ 税務職員を装った不審な電話や「振り込め詐欺」に注意。国税局や税務署は、次のことは行っていません!  
 ・年金・マイナンバー制度アンケートなどと称して電話をする。  
 ・還付金受取りのために、ATMの操作を求める。  
 ・国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振込みを求める。  
 ■ にせ税理士に注意!  
 税理士資格のない人が税務相談・申告書の作成などをすることは法律で禁止されています。

## 介護保険サービスを利用している方へ 確定申告で医療費控除の対象となります

### ■ 対象となる場合

#### 在宅の方

- ① 居宅介護支援事業者などが作成した居宅サービス計画に基づき在宅のサービスを利用している
- ② 居宅サービス計画に、次の医療系居宅サービスのいずれかが含まれている
- 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導 ○ 短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(条件あり)
- 複合型サービス(条件あり)
- ③ ②のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス(介護予防サービスを含む)

- 訪問介護(条件あり) ○ 訪問入浴介護
- 通所介護 ○ 短期入所生活介護
- 地域密着型サービス(条件あり・認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く)
- 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型、通所型サービス(旧介護予防訪問介護に相当する訪問型、通所型サービスに限る)

※訪問介護、総合事業サービスおよび複合型サービスの生活援助中心型や、支

給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは控除の対象なりません。

### 介護保険施設に入所している方

- ① 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設
- 「施設介護サービスに対する自己負担額(1～3割)」と食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象となります。
- ② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院
- 「施設介護サービスに対する自己負担額(1～3割)」と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象となります。

※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。  
 ※介護保険サービス事業者は、利用者に對して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することになっています。  
 ※医療費控除対象額が明示されていない領収書は、対象なりません。

### 問合せ

- 控除の対象について：青梅税務署 ☎ 0428-221-3185(代表)
- 介護保険制度について：高齢福祉介護課 介護保険係 ⑭142

## 介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告することができます。

### 問合せ

- 申告方法や手続きについて：青梅税務署 ☎ 0428-221-3185(代表)

## おむつ代に係る医療費控除の申請

寝たきり状態や治療上必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象となります。確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付してください。

要介護(支援)の状態にあり、医療費控除を受けることが2年日以降の方は「おむつ使用証明書」の代わりに「主治医意見書」で「寝たきりの状態であること」(B1以上)および「尿失禁の発生の可

3185(代表)  
 □ 介護保険制度について：高齢福祉介護課 介護保険係 ⑭142  
 □ 介護課介護保険係 ⑭142  
 介護課介護負担限度額認定証を申請する方へ

介護保険負担限度額認定証は、住民税非課税世帯の方が対象となります。認定証を申請する方は、必ず確定申告または住民税の申告をお願いします。

問合せ 高齢福祉介護課 介護保険係 ⑭142

能力があること」が確認できる場合に限り「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」で医療費控除の申請ができます。

※「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」は、高齢福祉介護課介護認定係で発行します。  
 ※「介護保険被保険者証」を持参してください。

問合せ 高齢福祉介護課 介護認定係 ⑭146